

令和6年度 年金事務初任担当者向け



年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金の概要について



厚生労働省 中国四国厚生局年金管理課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

説明資料の目次

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 1. | 中国四国厚生局 年金管理課とは？(ご挨拶) | P3 |
| 2. | 年金生活者支援給付金(概要) | P4 |
| 3. | 年金生活者支援給付金事務と交付金の区分 | P5 |
| 4. | 法定受託事務 | P6 |
| 5. | 協力・連携事務 | P7 |
| 6. | 交付額(「算定額」と「現要額」) | P8 |
| | (1)交付額の決定方法 | P9 |
| 7. | 「算定額」の算定方法(法定受託事務) | P10 |
| | (1)法定受託事務に係る交付金算定の考え方 | P11 |
| 8. | 「算定額」の算定方法(協力・連携事務) | P12 |
| 9. | 交付申請書兼請求書でみる算定額の決定 | P13 |
| 10. | 交付申請書兼交付請求書の提出 | P14 |

1 中国四国厚生局 年金管理課とは？(ご挨拶)

皆様。はじめまして、中国四国厚生局年金管理課です。

国は年金業務の一部を市町村に依頼しており、その事務処理に必要な費用について、交付金として交付しています。

中国四国厚生局年金管理課では、市町村の皆様の交付金申請が適切に実施されるための業務を行っています。

本動画では、初任者の皆様に向けた交付金や交付金業務の概要について説明いたします。



資料の目的

- ✓ この資料は、年金生活者支援給付金に係る市町村事務及び当該交付金の基本的な仕組みと事務処理の概要をわかりやすく理解していただくことを目的としています。
- ✓ ご不明なことについては、中国四国厚生局年金管理課までご連絡ください。

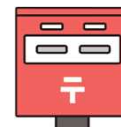


年金生活者支援給付金の関係法令等

- ✓ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条（事務費の交付）
- ✓ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ✓ 年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令
- ✓ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱
- ✓ 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金決算審査要綱

※年金生活者支援給付金の関係法令等については、中国四国厚生局ホームページに掲載しています。

中国四国厚生局 年金管理課 連絡先



〒730-0017
広島県広島市中区鉄砲町7-18
東芝フコク生命ビル2階



TEL : 082-223-0065



cskousei118@mhlw.go.jp



2 年金生活者支援給付金(概要)

✓ 年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給する制度です。



老齢年金 生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- 前年の公的年金等の収入金額^{※1}とその他の所得との合計額が878,900円以下^{※2}である。

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

※2 778,900円を超え878,900円以下の場合には、「補足的老齢年金生活者支援給付金」を支給。

令和6年度
給付基準額(月額)
5,310円

障害年金 生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 障害基礎年金の受給者である。
- 前年の所得^{※1}が4,721,000円^{※2}以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族等の数に応じて増額。

令和6年度
給付基準額(月額)
(1級)6,638円^{※3}
(2級)5,310円^{※3}

※3 障害年金の等級に応じて給付基準額が異なります。

遺族年金 生活者支援給付金

給付金を受け取れる方
(以下の全てを満たす方)

- 遺族基礎年金の受給者である。
- 前年の所得^{※1}が4,721,000円^{※2}以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族等の数に応じて増額。

令和6年度
給付基準額(月額)
5,310円^{※3}

※3 2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合、この基準額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。



3 年金生活者支援給付金事務と交付金の区分

- ✓ 年金生活者支援給付金事務については、以下のように**法定受託事務**と**協力・連携事務**に区分され、それぞれの事務の処理に必要な費用を交付いたします。
- ✓ また、法定受託事務及び協力・連携事務において、交付要綱15に基づく特別な事情が生じた場合(システム改修等)は、**特別事情に係る経費**として交付いたします。

法定受託事務

- ✓ 地方自治法第2条第9項第1号に規定する「法定受託事務」とされている事務
 - a. 認定請求書の受理等
(老齢・補足的老齢、障害、遺族等の認定請求書の受理等。)
 - b. 所得情報等の提供
(71通知、公用照会等、支給要件判定に係る所得情報等の提供。)



①法定受託事務に係る経費

- ✓ 法定受託事務に必要な費用は、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条において、国が交付することを規定しています。

協力・連携事務

- ✓ 法定受託事務以外の相談、日本年金機構が実施する業務のために必要な情報提供等、日本年金機構(年金事務所)との協力・連携により実施していただいている事務
- ✓ 第4四半期(1月頃)に「算定額」の算出のために「協力・連携算定基礎表」により実績件数等を報告していただきます。



②協力・連携に係る経費

- ✓ 協力・連携に係る費用については、交付要綱において、国が交付することを規定しています。



4 法定受託事務

✓ 法定受託事務とは国が本来行うべき事務を市町村に依頼している事務です。年金生活者支援給付金の支給に関する法律や政令の規定に基づき、**年金生活者支援給付金市町村事務処理基準**が示されています。例としては、認定請求書の受理等があります。

| | 根拠条文(注4) | 法定受託事務の内容 |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 【法5・12・38】 【令15①一・16・17】 【則64】 | 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 2 | 【法17・38】 【令15①二・16・17】 【則64】 | 第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 3 | 【法19・38】 【令15①三・16・17】 【則64】 | 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(注2)に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 4 | 【法22・38】 【令15①四・16・17】 【則64】 | 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(注2)に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 5 | 【法24・38】 【令15①五・16・17】 【則64】 | 遺族基礎年金(注2)を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 6 | 【法35・38】 【令15①六・16・17】 【則64】 | 第1号被保険者期間並びに第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(注2)に係る障害給付金及び第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(注2)に係る遺族給付金に係る法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること(7に該当するものを除く)。 |
| 7 | 【法35・38】 【令15①七・16・17】 【則64】 | 法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に係るものの受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 |
| 8 | 【法37・39・40】 【令18・19】 | 厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者(注3)又は給付金受給資格者(注3)の属する世帯の世帯主等の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うこと。 |

注1 上記1～7における市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日、所得状況等を確認することをいいます。

(「所得状況」とは、請求者及び当該世帯全員の課税状況をいう。)(令15条第1項第7号)

注2 障害基礎年金又は遺族基礎年金については、それぞれ障害厚生年金又は遺族厚生年金と同時に発生する場合を除きます。

注3 「給付金受給資格者」には、「受給者候補者」を含みます。

注4 「法」とは年金生活者支援給付金の支給に関する法律、「令」及び「則」は当該法律の施行令及び施行規則を指します。(スライド11においても同様)



5 協力・連携事務

- ✓ 法定受託事務以外の相談、日本年金機構が実施する業務のために必要な情報提供等、日本年金機構(年金事務所)との協力・連携により実施していただいているものを指します。
- ✓ 協力・連携事務は法定受託事務ではないため、事務の内容は法令等ではなく交付要綱に定められています。

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱

| | 交付要綱 | 協力・連携事務の内容 |
|---|------|--|
| 1 | 7(1) | 制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載 |
| 2 | 7(2) | 制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談 |
| 3 | 7(3) | 日本年金機構との合意により行われる各種情報提供等 ① 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の年金事務所(事務センター)への回送(市町村窓口で受け付けることになっていない各種申請書等の回送) ② 支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う、年金生活者支援給付金受給者等への認定請求の勧奨 ③ ①以外に日本年金機構との合意により行われる各種情報提供 ④ 情報提供等に必要なシステム開発等 |
| 4 | 7(4) | その他地域の実情を踏まえた協力・連携 |



6 交付額(「算定額」と「現要額」)

算定額

- 法定受託事務に係る算定額は、政省令や交付要綱等により算定される額
- 協力・連携に係る算定額は、「**協力・連携算定基礎表**」にて報告した額

【算定期間について】

- ① 「認定請求書の受理件数」及び「所得情報等の提供件数」については、**前年度の1月～当該年度の12月まで**になります。
- ② 協力・連携事務の実績件数については、**前年度の1月～当該年度の12月まで**になります。

※なお、協力・連携事務のうち実費分(広報誌等の掲載費用、システム改修経費等)については、算定期間が**当該年度の4月～3月まで**になります。

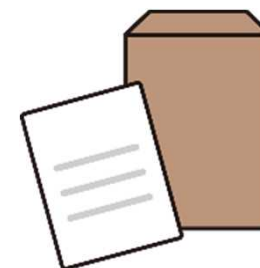


現要額

- 市町村が年金生活者支援給付金事務に要する人件費や物件費の支出額
- 「**支出見込額報告書**」及び「**決算報告書**」にて報告

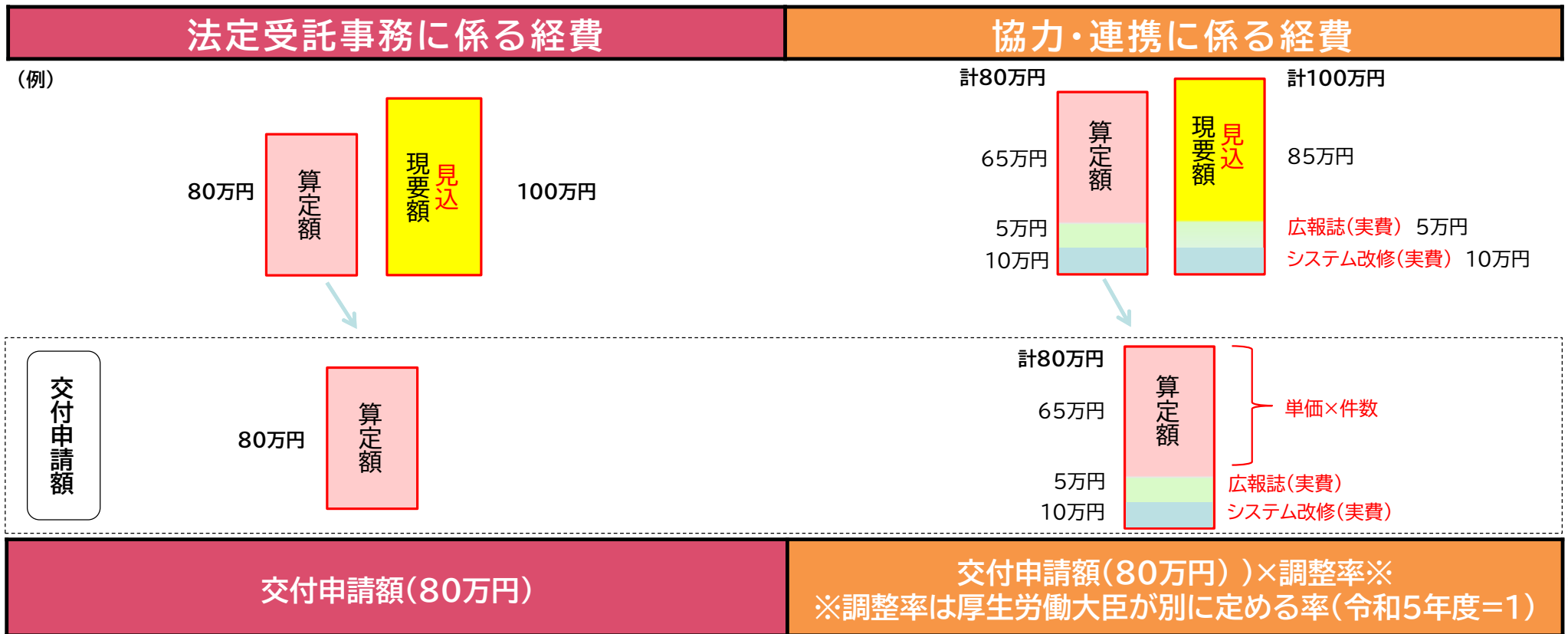
【計上期間について】

当該年度の4月～3月まで(つまり、支出負担行為をする会計年度)になります。



6 (1) 交付額の決定方法

- ✓ それぞれの交付金の区分について、「算定額」と「現要額」を比較し、**低い方の金額を交付します！**
 ※広報誌やシステム改修経費は比較しません。(同額計上)
- ✓ 交付決定額が「**現要額**」による場合には、当該現要額は支出見込額となります。そのため、「**決算額 < 見込額**」となった場合には、**決算額と見込額の差額は返還**していただくこととなります。(「決算額 > 見込額」の場合の追加交付はありません。)



✓ 「協力・連携に係る経費」の図は、広報やシステム改修等の実費が、算定額と現要額の両方に含まれることを表しています。



7 「算定額」の算定方法(法定受託事務)

✓ 法定受託事務に係る経費には①認定請求書の受理、②所得情報等の提供があり、政省令に算定方法及び基準単価が規定されています。

① 認定請求書の受理等 (政令第1号による算定)

- 老齢・補足的老齢、障害、遺族等の認定請求書の受理件数

- 算定方法
 $\text{基準単価} \times \text{補正係数} \times \text{認定請求書受理件数}$
※地域差 + 寒冷度 + 1

令和5年度基準単価
2,130.969円

| 地域差 | | 寒冷地 | |
|-----|------|-----|-------|
| 区分 | 係数 | 区分 | 係数 |
| 1級地 | 0.2 | 1級地 | 0.019 |
| 2級地 | 0.16 | 2級地 | 0.017 |
| 3級地 | 0.15 | 3級地 | 0.016 |
| 4級地 | 0.12 | 4級地 | 0.013 |
| 5級地 | 0.1 | | |
| 6級地 | 0.06 | | |
| 7級地 | 0.03 | | |
| 無級地 | 0 | | |

● 区分欄の区分は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の規定による地域手当の支給区分

● 区分欄の区分は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条の規定による寒冷地手当の支給地域の区分

② 所得情報等の提供 (政令第2号による算定)

- 71通知、公用照会等、支給要件判定に係る所得情報等の提供

- 算定方法
 $\text{基準単価} \times \text{所得情報提供件数}$

令和5年度基準単価
30円

- ✓ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条(事務費の交付)
- ✓ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ✓ 年金生活者支援給付金の事務費交付金の算定に関する省令



7 (1) 法定受託事務に係る交付金算定の考え方

法定受託事務に係る交付金算定の考え方

| 法定受託事務の内容 | | 根拠条文 | 交付金算定の考え方 |
|-----------|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金及び補足的老齢給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法5・12・38】 【令15①一・16・17】 【則64】 | ○ 事務費政令第1号 年金と併せて請求されても給付金としての事務が発生するため。 |
| 2 | 第1号被保険者期間中に初診日のある障害基礎年金等(※)に係る障害給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法17・38】 【令15①二・16・17】 【則64】 | ○ 事務費政令第1号 年金と併せて請求されても給付金としての事務が発生するため。 |
| 3 | 第1号被保険者期間及び第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法19・38】 【令15①三・16・17】 【則64】 | × 未支払給付金は未支給年金と様式が一体型となっており、給付金としての事務が生じないため。 |
| 4 | 第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金の認定の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法22・38】 【令15①四・16・17】 【則64】 | ○ 事務費政令第1号 年金と併せて請求されても給付金としての事務が発生するため。 |
| 5 | 遺族基礎年金(※)を受給している者に係る遺族給付金の未支払分の請求等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法24・38】 【令15①五・16・17】 【則64】 | × 未支払給付金は未支給年金と様式が一体型となっており、給付金としての事務が生じないため。 |
| 6 | 第1号被保険者期間並びに第3号被保険者期間に初診日がある傷病に係る障害基礎年金等(※)に係る障害給付金及び第1号被保険者の死亡を支給事由とする遺族基礎年金(※)に係る遺族給付金に係る法第35条の規定による届出又は書類その他の物件の提出の受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること(7に該当するものを除く)。 | 【法35・38】 【令15①六・16・17】 【則64】 | × 原則、諸変更手続は年金と共に、行う必要性が生じるが、施行規則の規定上、給付金は年金で届出された場合、届出を行ったものとみなされ、事務が生じないため。 |
| 7 | 法第35条第1項の規定による届出等であって、同項に規定する給付金受給者又は給付金受給者の属する世帯の世帯主等の収入の状況に係るものの受理及び当該届出等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に送付すること。 | 【法35・38】 【令15①七・16・17】 【則64】 | × 給付金受給者の所得状況届は、実務上機構が所得を把握できる者については省略され、原則、当該届出の提出者は存在しないため。 |
| 8 | 厚生労働大臣からの求めに応じて、給付金受給資格者等又は給付金受給資格者等の属する世帯の世帯主等の収入の状況に関して必要な情報の提供を行うこと。 | 【法37・39・40】 【令18・19】 | ○ 事務費政令第2号(国保中央会ルート) |
| | | | × マイナンバーによる情報連携 |
| | | | × 本人からの届出 所得証明書の発行 (市町村が発行手数料を徴収するため) 所得状況届の事実の確認 (認定請求と併せて行うものであるため) |
| | | | ○ 事務費政令第2号(公用照会) |

※障害基礎年金又は遺族基礎年金については、それぞれ障害厚生年金又は遺族厚生年金と同時に発生する場合を除きます。



8 「算定額」の算定方法(協力・連携事務)

- ✓ 協力・連携事務については、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱の7に対象となる事務の内容が定められ、単価については、毎年、**年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付要綱の取扱い(毎年3月上旬)**により定められています。

協力・連携に係る経費

- ✓ 各市町村で実施いただいた協力・連携により行った事務の件数や要した経費(実費)などの実績
- ✓ 算定方法 **実績件数※×単価 + 実費** ※年金相談件数・各種情報提供件数等

| 協力・連携事務の内容 | | 令和5年度単価 |
|------------------------|--|---------------|
| 制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載 | | 実費 |
| 制度・手続に関する来訪・電話・文書による相談 | | 460円 |
| ① | 法定受託事務以外の各種申請書及び届書等の年金事務所(事務センター)への回送(市町村窓口で受け付けることになっていない各種申請書等の回送) | 35円 |
| ② | 支給要件を勘案した上で、市町村が独自に行う、年金生活者支援給付金受給者等への認定請求の勧奨 | 実費 |
| ③ | ①以外に日本年金機構との合意により行われる情報提供 | 115円 |
| ④ | 情報提供等に必要なシステム開発等 | 実費 |
| その他地域の実情を踏まえた協力・連携 | | 厚生労働大臣が別に定める額 |



実績件数を適切に把握するために

- ✓ 支所があるなど対応窓口が複数の場合は、関係職員全員の認識の共有が必要になります。
- ✓ 交付金の請求根拠として必要な「実績件数」の整理方法を組織的に確立してください。
- ✓ 上記の「整理方法」については、市町村ごとの把握方法で構いませんが、少なくとも日計表や正の字で記録するなど、**日々の「実績件数」が分かるようにしてください**。交付金の請求額(算定額)の根拠であることについて、認識を共有していただきますようお願いいたします。
- ✓ 「協力・連携算定基礎表」各様式裏面の「記入上の注意事項」は必ず確認し、認識誤りにより誤った件数を積算することのないようにしてください。
- ✓ 交付額が「算定額」で決定され、**「実績件数」が誤っていた場合は、誤算定による額を返還**していただくことになります。



9 交付申請書兼交付請求書でみる算定額の決定

様式第1号 附表1

令和 年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書兼交付請求書

| | | | |
|--------|-------|-------|------|
| 都道府県番号 | 都道府県名 | 市町村番号 | 市町村名 |
| | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----|--|--|--|
| 地域手当の支給地域区分 | | なし | 級地 | 寒冷地手当の支給地域区分 | | なし | 級地 | | | |
| 法定受託事務に係る算定 | 算定基礎額 | 地域差 (F) | 寒冷度 (G) | 補正地域差 (F)+寒冷度 (G)+1 (H) | 基準単価 (I) | 算定基礎額補正值 (H)×基準単価 (I) (円未満切捨) (J) | | | | |
| | | なし | なし | 1 | 2,130.969 円 | 2,130 円 | | | | |
| | 件数 | 政令第1号イに定める認定請求書受理件数 (K) | 政令第1号ロに定める認定請求書受理件数 (L) | 政令第1号ハに定める認定請求書受理件数 (M) | 認定請求書受理件数(合計) (K)+(L)+(M) (N) | | | | | |
| | | 4 件 | 108 件 | 0 件 | 112 件 | | | | | |
| 算定額 | 法定受託事務に係る経費 | 政令第1号による算定 | 算定基礎額 (J) | 認定請求書受理件数 (合計) (N) | 算定額 (算定基礎額 (J) × 件数 (N) (A)) | | | | | |
| | | | 2,130 円 | 112 件 | 238,560 円 | | | | | |
| | 政令第2号による算定 | 基準単価 (O) | 情報提供件数 (P) | 算定額 (基準単価 (O) × 情報提供件数 (P) (B)) | | | | | | |
| | | 30 円 | 25,125 件 | 753,750 円 | | | | | | |
| | 協力・連携に係る経費 | | | 算定額 (A) | | | | | | |
| | | | | 95,839 円 | | | | | | |

基準単価:2,130.969円×補正值:1=2,130円
(令和5年度単価)
認定請求書受理件数:4件+108件+0件=112件



法定受託事務に係る経費

① 認定請求書の受理 基準単価(政令1号) × 補正係数 × 認定請求書受理件数

② 所得情報等の提供 基準単価(政令2号) × 所得情報提供件数

協力・連携に係る経費 実績件数※ × 単価 + 実費 ※年金相談件数、各種情報提供件数等



10 交付申請書兼交付請求書の提出

交付申請書兼交付請求書

様式第1号

令和 年度 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金交付申請書兼交付請求書

| | | | | 都道府 県番号 | 都道府県名 | 市町村 番号 | 市町村名 |
|---|-------------|--------------------|---------------------------|--|---------------------------|---|--|
| 交 付 申 請 額 | 法定受託事務に係る経費 | 政令第1号による算定額 (A) | 政令第2号による算定額 (B) | 算定額の合計 (A)+(B) (C) | | 現に受けた法定受託事務に 該当する額 (D) | 交付申請額(法定受託事務) (C) ≥ (D)は(D)、(C) < (D)は(C) (E) |
| | | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
| | 協力・連携に係る経費 | 算定額 (A') | 現に受けた協力・連携に 該当する額 (B') | いずれか少ない額 (A') ≥ (B')は(B')、(A') < (B')は(A') (C') | 調整率 (厚生労働大臣が定める率) (D') | 交付申請額(協力・連携) (C') × (D') (E') | |
| | 特別事情に係る経費 | 特別事情(法定受託事務) (A'') | 特別事情(協力・連携) (B'') | 特別事情(その他) (C'') | | 交付申請額(特別事情) (A'') + (B'') × (D') + (C'') (E'') | |
| | | | | | | 交付申請額(合計) (E) + (E') + (E'') (E''') | |
| 年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく、令和4年度年金生活者支援給付金の法定受託事務に係る経費、協力・連携に係る経費及び特別事情に係る経費の交付を上記のとおり申請します。また、交付決定がされた場合、交付決定日を請求日として交付決定額を請求しますので、下記の口座に振り込んでいただきますようお願いいたします。 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 | | | | ※ 地方厚生(支)局 受 理 年 月 日 ※ 地方厚生(支)局 の 審 査 ・ 確 認 | | 令和 年 月 日 | |
| 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金については、国民年金等市町村事務取扱交付金(精算交付)と同一の金融機関への振込を希望します。 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金については、国民年金等市町村事務取扱交付金(精算交付)とは異なる金融機関への振込を希望します。 | | | | | | | |
| 金融機関名 | 金融機関コード | 支店名 | 支店コード | 口座名義 (カナのみ) | 預金種別 | 1普通 2当座 6別段 | 口座番号 |

注「記入上の注意事項」を読んだから記入すること。

法定受託事務及び協力・連携事務の各事務について、「算定額」と「現要額」を比較し、いずれか低い方の額が交付申請額となります。



- ① 算定額(法定受託事務件数)
- ② 算定額(協力・連携算定基礎表)
- ③ 現要額(支出見込額報告書)
- ④ 特別事情分(支出見込額報告書/特別事情分算定基礎表)
- ⑤ 別に定める率
(毎年3月頃に「給付金交付要綱の取扱い通知」にて通知します。)

